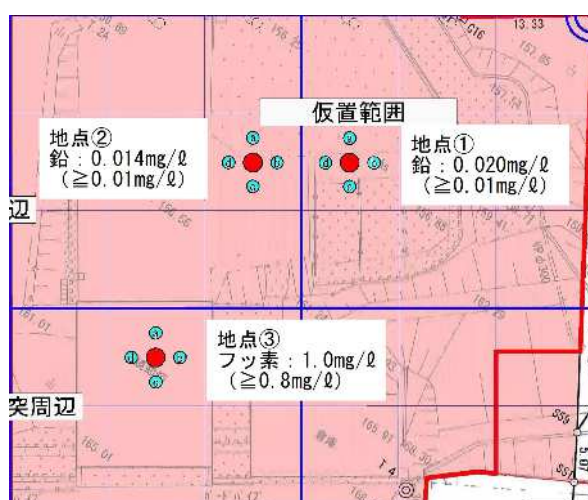


## 西部清掃センター 土壌汚染調査およびアスベスト調査結果報告

### 土壌汚染詳細調査

#### 1. 土壌汚染詳細調査の概要

令和7年6月に実施した概況調査において汚染が確認された3地点を対象に、汚染の範囲および深さを把握するための調査を実施。



#### ◆調査方法

深さ：対策地点の中心部（赤）にて、ボーリング調査を行い、1mごとにコアを採取し、分析を実施。

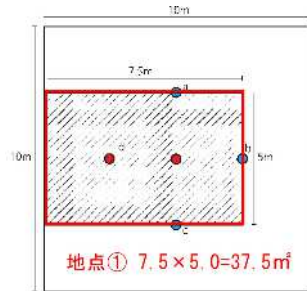
範囲：メッシュ中心の周囲に4点（水色）において、表層（0.5m）のコアを採取し、分析を実施。

※なお、地点③においては、焼却灰排出のバケットおよび建物の鉄骨が支障となったため、採取位置を1m外側に変更した。



## 2. 土壌汚染詳細調査の結果

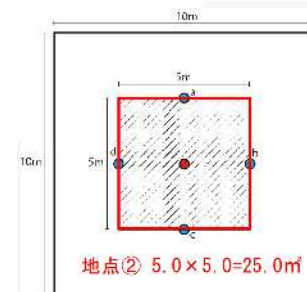
ボーリング調査の結果、いずれの地点においても、地下 1m を超える深さの汚染は確認されなかった。  
また、地下水に関しても、いずれの地点においても鉛およびフッ素による汚染は確認されなかった。



### ■ 地点①

d 地点（左）において、 $0.028 \text{ mg/l}$  ( $\geq 0.01 \text{ mg/l}$ ) と基準を上回った。

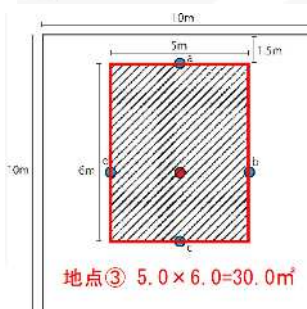
⇒面積  $37.5 \text{ m}^2$ ・深さ 1.0m に相当する  $37.5 \text{ m}^3$  を汚染範囲とする。



### ■ 地点②

周辺においても基準値を上回る鉛は検出されなかった。

⇒面積  $25.0 \text{ m}^2$ ・深さ 1.0m に相当する  $25.0 \text{ m}^3$  を汚染範囲とする。



### ■ 地点③

周辺においても基準値を上回るフッ素は検出されなかった。

⇒面積  $30.0 \text{ m}^2$ ・深さ 1.0m に相当する  $30.0 \text{ m}^3$  を汚染範囲とする。

※a 地点（上）については、1m 外側に変更したことから、 $30 \text{ m}^3$  を汚染範囲とする。

地点①～③の合計範囲は  $92.5 \text{ m}^3$  となる。

## アスベスト含有調査

### 1. アスベスト含有調査の概要

西部清掃センター内の建屋を対象に、アスベスト材の使用箇所および飛散性を事前に把握するための調査を実施。

対象建屋は、旧事務所、旧焼却炉、旧分別施設の3棟。



旧事務所



旧焼却施設



旧分別施設

#### ◆調査方法

過去にアスベスト含有が確認されている建材や、外観が同様なものは同一建材として取り扱い、外観観察、試料採取、メーカーヒアリングにより分析を実施。

### 2. アスベスト含有調査結果

・採取した建材44検体のうち9検体からアスベストを検出した。いずれもレベル3の分類されるものであった。

#### 【検出箇所】

施設	外部/内部	部位	建材名・仕上
旧事務所	外部	サッシ廻り	シーリング
		玄関前天井	フレキシブルボード
	内部	床（玄関・廊下・食堂・湯沸室・脱衣所・宿直前室・会議室・書庫・事務室）	Pタイル、人研、カーペット
		手洗い天井	化粧フレキシブルボード
		会議室天井	岩綿吸音板
	機械室配管	フランジパッキン	
旧焼却施設	内部	燃焼室天井	不燃材
旧分別施設	外部・内部	外壁、2階・中2階内壁	波板スレート

表 飛散性レベルと必要な対策

レベル	発がん性	必要な対策
レベル1	著しく高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>発じん量が非常に多く、作業場所の隔離が必要</li> <li>高濃度の粉じんに対応した防じんマスクや保護衣を着用し、厳重なばく露防止対策が必要</li> </ul>
レベル2	高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>比重が小さく発じんしやすいため、レベル1に準じた高いばく露防止対策が必要</li> </ul>
レベル3	比較的低い	<ul style="list-style-type: none"> <li>発じん性が比較的低いため、破砕・切断などの作業時には湿式作業を原則とし、防じんマスクを着用</li> </ul>

・建屋内の装置 20 基のうち、2 基でアスベスト含有を確認し、4 基は含有の可能性があると確認された。計 6 基をアスベスト含有機器として取り扱う。



## 今後の対応

本調査結果を受けて、石綿障害予防規則に基づき、調査の結果を労働基準監督署へ報告する。

今回確認された建材はレベル 3 に分類され、発がん性は比較的低いものの、除去にあたっては湿式作業を原則とし、作業従事者は防じんマスクを着用するなど、適切なばく露防止対策を講じて作業を実施する。

また、土壌汚染が確認された範囲（地点①：37.5 m<sup>3</sup>、地点②：25.0 m<sup>3</sup>、地点③：30 m<sup>3</sup>、合計 92.5 m<sup>3</sup>）については、掘削除去により対応し、発生した汚染土を汚染土壌処理施設へ搬出する。処理にあたっては、土壌汚染対策法に基づき、都道府県の許可を受けた汚染土壌処理業者を選定し、法令に則った適正処理を行う。

なお、汚染土の存在箇所が旧焼却場建屋の直下であることから、掘削除去に先立ち、旧焼却施設等の撤去が必要となる。建屋の解体作業は令和 8 年春から着手予定であり、その完了後に汚染土の掘削除去を実施する。